

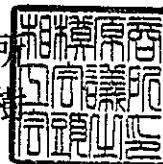
令和 2 年 3 月 10 日

相模原市長

本村 賢太郎 殿

相模原商工会議所

会頭 杉岡 芳樹



新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に関する緊急要望について

日頃から当商工会議所の運営等に対しまして、格別なるご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、2019年12月に中国湖北省武漢市において確認されて以来、国際的に広がりを見せており国内の企業活動にも影響が出ています。製造業や建設業など中国との取引がある事業所では、中国からの部材入荷の遅れや取引停止に伴い、予定された納期が大幅に遅れる等の影響がではじめしており、資金繰りが厳しくなってきているところがあります。

また、飲食宿泊業や小売業など中小企業で売り上げ規模の小さいところでは、資金繰りも潤沢ではなく、早急な手立てが必要になってきており、新型コロナウイルスの感染拡大防止への見通しが立たない状況のもと、この混乱が数か月続ければ倒産するリスクも急増することが予測されます。

こうした中で、当商工会議所としましては、本年2月1日から、新型コロナウイルス感染症の流行により、経営に支障を生じている、またはその恐れがある中小企業・小規模事業者向けに経営相談窓口を設置するとともに、当商工会議所のホームページの中に特設ページを設けて、新型コロナウイルスに係る関係省庁が主導する各種企業支援施策をご案内し、迅速な対応を図っているところです。

しかしながら、本市においても、複数名の方の感染が確認され、今後も患者の発生や更なる拡大が危惧されており、個人消費の面でも、政府からの不要不急な外出を控えるよう呼びかけに基づき、各種イベントが中止されるなど、今後、ますます景気は冷え込むものと思われます。

つきましては、目下の課題としまして、市民の生命・安全をウイルスの脅威から守ることはもちろんのこと、こうした経済面での影響を最小限にとどめるため、資金繰り・助成金の支援など更なる拡充や事業継続支援、サプライチェーンの維持に向けた対応など積極的な対策を講じる必要があります。

よって、市による以下の対応を強く要望します。

記

1 新型コロナウイルス感染症特別対策融資制度の創設

相模原市中小企業融資制度の景気対策特別資金の別枠として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援（セーフティネット機能の強化）を図るため、国の支援策の動向も踏まえ、現行の景気対策特別資金より、低利な融資利率や市の利子補給負担率の引き上げ、信用保証料補助の上限額拡大などによる新型コロナウイルス感染症特別対策融資制度を創設されたい。

2 市中小企業融資制度に係る借入条件変更の事業者に対する利子補給の継続

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者が、今後資金繰り等で止む無く、市融資制度の条件変更を行った場合の利子補給を継続されたい。

3 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に係る市利子補給の継続

4 国に対しては、資金繰り支援や雇用対策として、（仮称）新型コロナウイルス感染症対策緊急融資制度（低利、長期）の創設並びに雇用調整助成金の助成（中小企業2/3）の拡充等積極的に働きかけをされたい。

5 更に国に対し、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の様々な業種・業態の中小企業・小規模事業者が大幅な売り上げ減少など大打撃を受けており、地域経済に与える影響は計り知れないものがあり、感染状況等を見極めつつ、事態の収束後も見越した需要喚起策などの大胆な経済財政対策の迅速な検討を要望されたい。

以上

(本件担当：経営支援課 042-753-8135)